

愛媛県と台湾嘉義市とのスポーツ・文化・観光交流事業委託業務 仕様書

1 目的

本委託業務は、本県の少年野球チームと台湾映画「KANON」の舞台となった台湾嘉義市内の少年野球チームとの交流試合を通して、本県と台湾とのスポーツ・文化・観光交流を図ることを目的とする。

2 業務名

本県と台湾嘉義市とのスポーツ・文化・観光交流事業委託業務

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

4 業務内容

(1) 本県の少年野球チームと台湾嘉義市内の少年野球チームとの交流試合の開催、継続的な相互交流事業としての確立を目指す。

- ① 内 容：台湾嘉義市内の少年野球チームとの交流試合
- ② 開催時期：11月又は12月を想定
- ③ 実施場所：台湾嘉義市内
- ④ 参加チーム：愛媛県は選抜チーム。

嘉義市は地域野球連盟と協議の上、決定する

(2) 本県と嘉義市との交流イベントの開催（1回）

上記（1）に併せて、嘉義市政府や野球団体等との交流イベントを行う。また、同交流会において子供たちの相互交流の機会を演出する。

加えて、本県と嘉義市の観光や物産、文化芸術を披露する機会を創出する。

(3) 本県と嘉義市のスポーツ、文化、観光交流を促進するテレビ番組の制作・放送（1回以上）

本県と嘉義市のさらなる交流を図るべく、相互のスポーツ・文化・観光を紹介する番組として双方のエリアで収録・放送する。

番組における協賛スポンサーは受託者に一任する。

(4) 台湾映画「KANON」のイベントの開催（1回）

上記映画主演の永瀬正敏氏を活用したプロモーションの実施。

会場、内容の演出、イベントの様子は上記テレビ番組内でも紹介する。

（例：坊っちゃん劇場のミュージカル「KANON」と連携したイベントなど）

5 成果品等

(1) 業務完了報告書（成果報告及び収支決算書）

(2) テレビ番組、イベント及び広報内容等を記録した電子媒体
（具体的には双方協議により決定）



6 留意事項

(1) 著作権

本業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金に含むこととする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

また、本業務により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利については、本県に帰属するものとするが、本件以外で使用する場合は双方協議の上、決定することとする。

(2) 個人情報の保護

本業務の実施に際して知り得た個人情報について、漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、本県と十分に連絡をとり、随時協議しながら進めること。
- (2) 費用対効果、法令や環境、新型コロナウイルス感染症等の安全に配慮した業務に努めること。
- (3) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと（人件費については、業務日誌を作成し、本業務への従事を明確にすること。）。
- (4) 委託料は日本円で支払うこととし、支払先を海外の銀行に指定する場合は、海外送金手数料を受託者の負担とする。
- (5) 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (6) 本業務遂行中に受託者が本県若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに本県にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、本県は一切の責任を負わないものとする。
ただし、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。
- (7) 本業務は本県との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等については、必要に応じて本県と受託者とで協議の上、対応することとする。
- (8) 本仕様書に明記のない事項又は疑義が生じた場合については、その都度本県と受託者とで協議の上、決定すること。